

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集について

平成26年8月28日
＜問い合わせ先＞
国土交通省土地・建設産業局建設業課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線24756）

暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するとともに、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）が平成26年6月4日に公布されたところです。

今般、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされている規定の施行等のため、所要の規定を整備するとともに、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）等について所要の措置を講ずることを予定しております。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案

2. 意見募集期限

平成26年9月26日（金）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（2）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名を「建設業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見」と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

(別添)

[意見提出様式]

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当 宛

「建設業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見」

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)

土地・建設産業局建設業課(内線24756)